

# 市融資制度に関するQ & A (特に多いお問い合わせ内容)

Q 経営安定化資金融資について、直近月の売上高が確認できない場合、何か月前まで遡ることが可能か。

A 最大で6カ月前から起算して3ヶ月が目安となります。また、市制度融資以外にも、セーフティネット4、5号の申請でも同様の考え方です。

例：融資実行月が令和6年5月の場合、直近月として見ることができる“6カ月前”は、令和5年11月。

Q “直近3か月”は、そのうち1か月でも直近月（6か月以内）に属していればよいのか。また、3か月のうち1か月でも売上高が減少していればよいのか。

A 3か月間全てが直近月である必要があります。売上減少は3か月間の合計です。

例：融資実行月が令和6年5月の場合、連続した3か月分として見ることができるのは令和5年11月～令和6年4月までのうち3か月分。令和5年10、11、12月では不可。

Q 市の制度融資を、須賀川市外の金融機関の店舗で実行することは可能であるか。

A 市の融資制度は、市内に店舗のある金融機関の支店（又は本店）に預託し、その財源を基に運用する制度ですので、須賀川市外の店舗では融資実行不可となります。

Q 須賀川市外の事業者にも、市融資制度は利用できるか。

A 原則、本社が市内であることが条件となるので利用できません。

ただし、本社は市外であるが、市内に支店等の店舗、事業所があり、事業は実質市内が中心である場合などは対象となります。申請の際、須賀川市内に事業所が所在していることがわかる書類（履歴事項全部証明書、開業届等）を確認します。

Q 事業は市外で行っており、須賀川市内に事業所が無いが、事業主は須賀川市内に居住しており、市に税を納めている。また、開業届は須賀川市に提出した。この場合、市の融資制度を活用できるか。

A 市内に事業所がなく、事業を行っていない場合、市融資制度はご利用いただけません。上記のように、事業主が市内在住・納税者で、開業届を市に提出した場合であっても適用対象外となります。

Q 個人事業主から法人化した場合、市スタートアップ融資は適用対象か。

A 事業を開始してから5年以内の法人化であれば対象となります。逆（法人→個人事業主）も同様です。しかし、5年以上事業継続後に法人（個人事業主）化した場合は、適用なりません。また、市外で開業し5年以上経過後、須賀川市内に移転したという場合も対象外です。例外的に、事業開始後5年以上経過したのち、これまでと全くの異業種で（運送業→飲食業など）新規事業を開始し、その開始から5年以内である場合などは、対象となります。詳しくは商工課までお問い合わせください。

Q 借入希望者が創業1年未満の法人や、市外に居住している個人事業主等で、融資実行前直近の須賀川市からの市税の課税がなく、納税証明書の発行ができない場合はどうするか。

A 納税証明書の提出を不要としますが、必ず商工課に相談願います。

Q 市制度融資利用後、市外移転。融資や保証料補助、利子補給金は市に返還が必要か。

A 市外移転のみが理由では不要ですが、併せて繰上返済があった場合はその限りではありません。

Q A 銀行から経営安定化資金融資を 1,000 万円受け、市から信用保証料補助 137,500 円の交付を受けた。その後、同銀行から同融資 1,000 万円受け、信用保証料補助 62,500 円の交付を受けた（保証料補助限度額に達した）。さらにその後、借入残の全額を繰上返済したのち、同銀行から同資金 2,000 万を受けた場合、信用保証料の補助を受けることができるか。

A 過去の年度に同一融資制度の保証料補助金の交付を受け、その後に借入額を完済したとしても、交付済補助額は残るので、補助限度額 20 万円-交付済額 20 万円=補助可能額 0 円となります。なお、繰上返済による補助金の返還があった場合は、その返還額の範囲内において補助を受けることができます。

Q 事業所から提示された売上高や前期決算などの根拠資料のうち、一方は千円切り捨てで記載されているが、他方は 1 円単位である。売上減少率の計算などはどうすればいいか。

A 1 円単位で記載の資料を千円以上に切り上げるなど、どちらかに合わせて計算します。

Q 令和 6 年 4 月、A 銀行から融資（経営安定化資金）を 2,000 万円（融資限度額）受けた。その後、同年 12 月時点で 1,000 万円を償還し、借入残が 1,000 万円となっている場合、B 銀行から新たに 1,000 万円の融資を受けることができるのか。

A 融資限度額は原則として融資実行額をベースとし、経営安定化資金の限度額は 2,000 万円とするので、A 銀行からの融資を完済しなければ新たに他行で同一制度による融資を受けることはできません。

なお、B 銀行ではなく A 銀行から新たに融資を受ける場合は、借入残の正確な把握が可能なため、（融資限度額－借入残）の範囲内で同一制度による融資を受けることができます。（自行の同一制度融資の借換えについては、借換え後の借入残が融資限度額以内になる場合は可能となります。）

また、A 銀行の借入残が確認できる書類を提出できる場合、（融資限度額－借入残）の範囲内で B 銀行からの融資を受けることができますので、融資実行後、毎月 15 日にまでに提出する「月例報告書（第 2 号様式）」に借入残が確認できる書類を添付してください。

Q 市の融資制度の利用限度額は、1 件あたりの融資の限度額であるのか。

A 1 件の融資の限度額ではなく、1 企業に対する限度額ですので、1 企業が他行で融資を受けている分も含めた額を限度額以内とすることに注意してください。他行での融資額を確認するため、事前に必ず確認し、不明な場合は市に利用可能額の照会をしてください。

Q 市の融資制度を繰り上げ返済したい。その場合はどのような手続きがあるか。

A 毎月 15 日までに提出する「月例報告書（様式第 2 号）」に前月の繰上返済の状況を記載してください。繰上返済により保証協会から信用保証料が還付された場合、市の信用保証料の補助額のうち、保証協会からの還付額相当分、市への補助額の返還義務が発生することがある（還付後の信用保証料の額が、補助限度額以上の場合は、返還はありません。）ので、還付額が分かる資料（信用保証料返戻のお知らせのハガキなど）の写しを取り、商工課へ提出願います。

なお、利子補給の申請後～その年度末まで（1 月末～3 月末）の期間に繰上返済があった場合、申請書に記載の約定利子額の変更又は利子補給金の返還が生じる可能性があります。この時期に利子補給該当の融資において繰上返済があった場合、融資月報での報告を待たず、返済時点で早めに商工課までご連絡ください。